

# 11. 社会参加

## 手話通訳者・要約筆記者の派遣

- 【内容】 聴覚・言語障害のある方のさまざまな社会活動や医療・教育にかかわる日常生活の支援のため、手話通訳者・要約筆記者を派遣しています。**事前に FAX 等で予約**をしてください。詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

〔要約筆記とは〕

講演会などにおいて、話されている内容をパソコンに入力し、スクリーンに投影することで、会場内の聴覚障害者などに向けて表示するものです。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町檜津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

## 盲ろう者通訳・介助員の派遣

- 【内容】 一人で外出することが困難な重度の盲ろう者が、社会参加等による外出の際に付き添う人がいない場合、移動及びコミュニケーションの支援を行う通訳・介助人を派遣します。

- 【対象者】 視覚障害と聴覚障害が重複する身体障害者手帳 1 級または 2 級の人及び市が通訳・介助を必要と認めた盲ろう者。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市身体障害者福祉協会	〒830-0027	長門石 1-1-32	☎0942-39-2666	FAX0942-38-9290

## 補助犬

- 【内容】 補助犬の役割などについて普及啓発を行い、身体障害者の社会活動への参加と自立を促進します。

【補助犬とは】 目や耳、からだの不自由な方のために働く盲導犬、介助犬、聴導犬のことです。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口			
【盲導犬の育成・貸与に関する事】	九州盲導犬協会	☎092-714-3169	FAX092-714-3176
【補助犬の育成・貸与に関する事】	九州補助犬協会	☎092-327-0364	FAX092-327-0364

## 入院時コミュニケーション支援事業

【 内 容 】 重度の身体障害者で発語が分かりにくいなどのため、医療機関において、入院時の医師や看護師との意思疎通が十分に図れない場合、居宅介護等で利用中のヘルパーをコミュニケーション支援員として派遣します。

**【注意】必ず事前に申請が必要です。**

【 対 象 者 】 市内在住の 18 歳以上の身体障害者で、次のすべてにあてはまる方  
 ①障害支援区分 4 以上の方の内、「重度訪問介護」の対象者で、現に居宅介護又は重度訪問介護のサービスを受けている方  
 ②発語困難等により意思の伝達が困難な方（元来意思疎通が不可能な方を除く）  
 ③両上肢に機能障害がある方

【 手 続 に 必 要 な も の 】 ①申請書  
 ②印かん  
 ③身体障害者手帳  
 ④障害福祉サービス受給者証

【 利 用 者 負 担 額 】 費用の 1 割負担（上限月額は利用中の障害福祉サービスの上限月額と同額）

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三瀬総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三瀬町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町檜津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

## 「広報くるめ」「市議会だより」点訳・音訳テープ貸出など

【 内 容 】 視覚障害者の方に「広報くるめ」「市議会だより くるめ」の記事点訳や音訳テープの貸出などをおこなっています。

【 対 象 者 】 視覚障害者

【 提 供 内 容 】 ① 「広報くるめ」「市議会だより くるめ」点訳の送付  
 ② 「広報くるめ」「市議会だより くるめ」音訳テープの貸出（テープの返却が必要です。）  
 ③ 「広報くるめ」デイジー版 CD の配布（ただし、CD ケースのみ返却が必要です。）  
 ④ 久留米市ホームページに、音声読み上げソフトに対応した「広報くるめ」テキスト版を掲載しています。  
 ⑤ 久留米市ホームページに「広報くるめ」音訳版を、mp3データの形式で掲載しています。

【 利 用 料 】 無料

(広報くるめ) 久留米市役所 広報戦略課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9119	FAX0942-30-9702
(市議会だより くるめ) 久留米市議会事務局 議事調査課			☎0942-30-9305	FAX0942-30-9720

## 久留米市ホームページ

- 【 内 容 】 ホームページ上部の「小さく」、「標準」、「大きく」を押すと文字サイズが変更できます。音声読み上げも含めアクセシビリティ（JIS X 8341-3）に準拠することとしています。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 広報戦略課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9119	FAX0942-30-9702
久留米市ホームページ	http://www.city.kurume.fukuoka.jp/			

## 市議会傍聴時の手話通訳者・要約筆記者の派遣

- 【 内 容 】 聴覚障害者の人が、市議会本会議を傍聴する際に手話通訳または要約筆記の必要がある場合、手話通訳者・要約筆記者を配置します。傍聴希望日の5日前までにお申し込みが必要です。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町檜津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

## 選挙における身体障害者の郵便等投票

- 【 内 容 】 身体に一定の障害があり、郵便等投票の「対象者と有効期間」に該当する方は、事前の手続きにより、郵便等投票の制度を利用することができます。申請により「郵便等投票証明書」が発行され、それにより投票用紙の請求を行い、郵便で投票を行います。請求期限は投票日の4日前の午後5時までです。利用を希望される方は、選挙管理委員会にお問い合わせください。

- 【 対象者 】  
【 有効期間 】

	郵便投票の対象者		郵便等投票証明書の有効期間
	障害の区分等	障害の程度	
身体障害者	両下肢、体幹、移動機能	1・2級	7年間
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1・3級	
	免疫、肝臓	1・2・3級	
戦傷病者	両下肢、体幹	特別・第1・第2項症	7年間
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別・第1・第2・第3項症	
要介護者	要介護状態区分が要介護5		要介護認定の有効期間の末日まで

問合せ先・手続窓口				
久留米市選挙管理委員会事務局	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9238	FAX0942-30-9752

## 選挙における郵便等投票（代理記載制度）

【内容】 郵便等投票の対象者のうち、一定の障害があり自分で文字を書くことができない方は、（あらかじめ届け出た）「代理記載人」に投票用紙等に記載してもらうことができます。

「代理記載人」の届出などの事前の手続きが必要ですので、本制度の利用を希望される方は、選挙管理委員会にお問い合わせください。

【対象者】 「代理記載制度の対象となる要件」※①②のどちらにも該当する方

①「郵便等投票」の対象者であること

②次の表に該当すること

	障害の区分等	障害の程度
身体障害者	上肢、視覚	1級
戦傷病者	上肢、視覚	特別・第1・第2項症

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市選挙管理委員会事務局	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9238	FAX0942-30-9752

## 視覚障害者誘導用ブロック・視覚障害者用信号機・福祉用公衆電話の設置

【内容】 視覚障害者誘導用ブロックは、歩道に黄色等で凹凸のあるブロックを配置して、目の不自由な方に、正確な歩行位置と歩行方向（横断歩道、交差点など）を案内するものです。

視覚障害者用信号機は、歩行者用信号機が青になるとメロディまたは鳥の声を鳴らして道路を横断できることを知らせるものです。この他に、信号機の白色ボタンを押すことで、歩行者用信号の青表示の時間を延長できる信号機もあります。

また、車いす利用者も使用できる福祉用公衆電話も設置されています。

問合せ先				
【視覚障害者用誘導ブロックに関すること】 久留米市役所 道路整備課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9077	FAX0942(30)9712
【視覚障害者用信号機に関すること】 福岡県警察本部 交通規制課	〒812-8576	福岡市博多区東公園 7-7	☎092-641-4141	FAX092-641-4427
【福祉用公衆電話に関すること】 NTT 西日本一九州			☎092-716-4151	FAX092-720-5721

## 成年後見制度利用支援（障害者対象）

【内容】 障害福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図る事業で、成年後見制度の申立てに要する費用（登記手数料、鑑定費用など）や後見人などの報酬を助成します。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752

## 生活福祉資金貸付制度

- 【 内 容 】 低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。
- 【 対 象 者 】 低所得者世帯・障害者世帯・高齢者世帯  
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条6号に規定する暴力団員が属する世帯は、対象となりません。
- 【貸付の種類】 総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金
- 【 そ の 他 】 それぞれ内容については、福岡県社会福祉協議会の公式サイトをご確認ください。
- 【 注 意 】 償還の義務があります。

問合せ先・手続窓口				
久留米市社会福祉協議会 生活支援課	〒830-0027	長門石 1-1-34	☎0942-34-3035	FAX0942-34-3090

## 日常生活自立支援事業

- 【 内 容 】 認知症の高齢者・知的障害者・精神障害者などの判断能力が十分でない方を対象に、契約に基づき、福祉サービス手続や日頃の金銭管理のお手伝い、大切な書類等をお預かりします。
- 【 対 象 者 】 認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分なため、日常生活でお困りの方
- 【 期 間 】 契約日から当該年度末まで
- 【 利 用 料 】 相談は無料  
手続きや金銭管理の支援  
 最初の1時間 1,000円  
 以降30分毎に350円  
書類等の保管  
 日常的な金銭管理にかかる書類等 月額350円  
 日常的に使用しない書類等 月額250円  
 ただし、生活保護受給者は無料です。
- 【 注 意 】 宝石、書画、骨董品。貴金属類、鍵などはお預かりできません。

問合せ先・手続窓口				
久留米市社会福祉協議会 生活支援課	〒830-0027	長門石 1-1-34	☎0942-34-3035	FAX0942-34-3090

## 定期預金・国債等の利子非課税

- 【内容】 障害の内容に応じて、350万円までの国債、地方債などの利子が非課税扱いになる場合があります。
- 【手順の方法】 銀行、郵便局の窓口で、非課税貯蓄申告書及び特別非課税貯蓄申告書を提出するときに、身体障害手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または証書等の提示が必要です。  
金融機関によっては、実施していないところもありますので、ご注意ください。
- 【問合せ先】 詳しい手順や限度額などについては、ご利用になる金融機関に直接お問合せください。

## 福祉定期預金等

- 【内容】 預入期間1年の定期預金等をするときに、通常より高い利率での預入ができます。
- 【対象者】 障害基礎年金、特別障害者手当等の年金や手当の支給を受けている方。
- 【実施機関】 ゆうちょ銀行、労働金庫の窓口で手続きができます。

問合せ先・手続き窓口	
ゆうちょ銀行	☎0120-108-420
九州労働金庫久留米支店	☎0942-33-7405